

検 第 7 9 5 号
令和 2 年 1 月 7 日

指定工場の代表者 殿

茨城県土木部検査指導課長

過積載等による違法運行防止の徹底について（通知）

日頃より、土木部指定工場制度にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件については、別添「茨城県土木部指定工場制度指定基準について（通知）」（平成 29 年 12 月 26 日付、検第 764 号）等により周知してきたところです。

しかしながら、今般、指定工場の一部運搬車両において、過積載や不正改造車（さし枠装着車）を使用しているとの通報があったことから、臨時の立入調査を実施した結果、不正改造車の出入りが確認されたため、指導を行ったところです。

つきましては、指定工場の皆様におかれましては、改めて、関係法令等を遵守し、違法運行防止の徹底を図っていただきますようお願いします。

別添

検 第 7 6 4 号
平成 29 年 12 月 26 日

指定工場の代表者 殿

茨城県土木部検査指導課長

茨城県土木部指定工場制度指定基準について（通知）

日頃より、土木部指定工場制度に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、茨城県土木部指定工場制度指定基準において、第 10 条第 1 項第 3 号「不正又は不誠実な行為を行ったとき」には、過積載又は不正軽油の使用により、下記のとおり罰則を受けた場合も含まれますのでご留意願います。

記

(過積載又は不正軽油の使用に関する納入停止又は指定取消措置の対象)

- ・県土木部発注工事及び指定工場間の納入（運搬）時に、別紙 1 の関係法令により、別紙 2 の罰則を受けた場合

指定基準第10条第1項第3号 関係法令等

■過積載に関して

○道路交通法

第57条（乗車又は積載の制限等）

車両（軽車両を除く。（中略））の運転者は、当該車両について政令で定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）の制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして車両を運転してはならない。

第58条の4（過積載車両に係る指示）

前条第一項又は第二項の規定による命令がされた場合において、当該命令に係る車両の使用者（当該車両の運転者であるのものを除く。以下この条において同じ。）が当該車両に係る過積載を防止するため必要な運行の管理を行っていると認められないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、車両を運転者に運転させる場合にあらかじめ車両の積載物の重量を確認することを運転者に指導し又は助言することその他車両に係る過積載を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

第58条の5（過積載車両の運転の要求等の禁止）

車両の使用者等以外の者※は、当該車両への積載が過積載となるとの情を知りながら、積載重量の制限を超える積載物を当該車両に積載をさせるため売り渡し、又は当該積載物を引き渡してはならない。

（※荷主を指す）

第75条（自動車の使用者の義務等）

自動車（中略）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれからこの行為をすることを容認してはならない。

（中略）

六 第五十七条第一項の規定に違反して積載をして自動車を運転すること。

2 自動車の使用者等が前項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同条各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

第75条の2

公安委員会が自動車の使用者に対し次の表の上欄に掲げる指示（第58条の4過積載車両に係る指示）をした場合において、当該使用者に係る当該自動車につきその指示を受けた後一年以内にその指示の区分ごとに同表の下欄（過積載をして自動車を運転する行為）に掲げる違反行為が行われ、かつ、当該使用者が当該自動車を使用することについて著しく交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該使用者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

※上記のほか、過積載に係る各条項が適用される。

○道路法

第 47 条

車両でその幅、重量、高さ、又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

第 47 条の 2 (限度超過車両の通行の許可等)

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両（中略）の通行を許可することができる。

※上記のほか、過積載に係る各条項が適用される。

○貨物自動車運送事業法

第 17 条（輸送の安全）

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

第 64 条（荷主への勧告）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者若しくは特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）が第十七条第一項から第三項まで（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反したことにより第二十三条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による命令をする場合又は一般貨物自動車運送事業者等が第三十三条第一号（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）に該当したことにより第三十三条（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定による処分をする場合において、当該命令又は処分に係る違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであるときその他当該違反行為が主として荷主の行為に起因するものであると認められ、かつ、当該一般貨物自動車運送事業者等に対する命令又は処分のみによっては当該違反行為の再発を防止することが困難であると認められるときは、当該荷主に対しても、当該違反行為の再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告することができる。

※上記のほか、過積載に係る各条項が適用される。

■不正軽油について

○地方税法

第 144 条の 33 (製造等の承認を受ける義務等に関する罪)

第一項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知ってこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくは斡旋した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

■過積載に関して

○道路交通法

条 項	対 象 者	罰 則 等
第 57 条第 1 項 第 118 条第 1 項第 2 号 第 119 条第 1 項第 3 号の 2 第 123 条 (乗車又は積載の制限等)	運転者、自動車の使用者等	・ 6 カ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金 (第 118 条第 1 項第 2 号) ・ 3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金 (第 119 条第 1 項第 3 号の 2 (第 118 条第 1 項第 2 号該当者以外))
第 58 条の 2、第 119 条第 3 項の 3 (積載物の重量の測定等)	運転者	・ 3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金 (第 119 条第 1 項第 3 号の 3)
第 58 条の 3、第 119 条第 3 項の 4 (過積載車両に係る措置命令)	運転者	・ 3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金 (第 119 条第 1 項第 3 号の 4)
第 58 条の 4、第 75 条の 2	自動車の使用者	・ 3 カ月を超えない範囲で当該車両の使用禁止 (第 75 条の 2)
第 58 条の 5 第 1 項第 2 号・第 2 項、 第 118 条第 1 項第 3 号 第 123 条 (過積載車両の運転の要求等の禁止)	自動車の使用者以外の者 (荷主*)	・ 再発防止命令 (第 58 条の 5 第 2 項) に違反した場合、6 カ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金 (第 118 条第 1 項第 3 号)
第 75 条第 1 項第 6 号・第 2 項、 第 118 条第 1 項第 5 号 (自動車の使用者の義務等)	自動車の使用者、その法人等	・ 6 カ月を超えない範囲で当該自動車の使用禁止命令 (第 75 条第 2 項) ・ 6 カ月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金 (第 118 条第 1 項第 5 号)

*荷主…真荷主のほか、下請事業者に対する元請事業者等利用運送事業者も含む。

○道路法

条 項	対 象 者	罰 則 等
第 47 条第 2 項	第 47 条の 4、 第 103 条第 1 項第 5 号	運転者 道路管理者の措置命令に違反した場合、6 カ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金 (第 103 条第 1 項第 5 号)
	第 104 条第 1 項第 1 号、 第 107 条	運転者、 自動車の使用者 (法人) 通行条件に違反した場合、100 万円以下の罰金 (第 104 条第 1 項第 1 号)

○貨物自動車運送事業法

条 項	対 象 者	罰 則 等
第 64 条 (荷主への勧告)	荷主	過積載再発の防止を図るため適当な措置を執るべきことを勧告 (第 64 条)

■不正軽油に関して

○地方税法

条 項	対 象 者	罰 則 等
第 144 条の 33 第 3 項、 第 6 項 (不正軽油等譲受罪)	購入者	・ 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金 (第 144 条の 33 第 3 項) ・ 法人の場合 1 億円以下の罰金 (同条第 6 項)